

第30回小山市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月25日(金)午後1時30分から午後2時50分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 19人

会長 19番 山中 哲 (議長)

1番 舘野 強 志

2番 須藤 正 達

3番 篠崎 巖

4番 片柳 伸 三

5番 板子 博 昭

6番 山野井 登喜江

7番 石川 敦 子

8番 町田 守 夫

9番 知久 六 丸

10番 町田 利 郎

11番 永嶋 朋 子

12番 小久保 吉 雄

13番 佐山 光 以

14番 大塚 稔

15番 山本 光 康

16番 橋本 政 昭

17番 本橋 信 男

18番 上野 明 宏

4. 議事日程

議事録署名人の指名

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明願について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による農用地利用配分計画案について
議案第7号 農地法第41条の規定による所有者等を知ることができない農地への利用権設定について
議案第8号 令和5年度標準農作業料金表（案）について
議案第9号 小山市農地利用最適化推進委員募集要項（案）について

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

5. 農業委員会事務局職員

	事務局長	高橋信雄
農地調整係	係長	高山芳雄
	主査	金澤卓哉
	主事	湯澤正人
	主事	山中啓
農地利用最適化推進係	主査	笹崎ひろ子
	主査	田熊友裕
農政対策係	係長	佐藤啓子

事務局 　　ただいまより、第30回小山市農業委員会総会を開会いたします。総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は19名であります。農業委員会法第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、山中会長にご挨拶をお願いいたします。

議 長 　　（あいさつ）

議 長 　　それでは、お手元の議事日程に基づきまして、議事を進行していきたいと思えます。始めに、議事録署名人の選出を行いたいと思えます。いかように選出したらよろしいか諮ります。

（議長一任との声あり）

議 長 　　それでは、議席番号3番篠崎巖委員、16番橋本政昭委員を議事録署名人に任命いたします。よろしくをお願いいたします。

　　なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の湯澤主事を指名いたします。

　　それでは議事に入ります。

　　議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 　　議案第1号 農地法 第3条 農地等の権利移動に関する 許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

　　議案書の2ページ、別紙位置図1、2ページをご覧ください。今回は3件の申請がございました。

　　まず、番号1番 につきまして、ご説明申し上げます。

　　こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は 　：畑3筆 面積 58㎡

権利取得後の経営面積は 　： 466a

農機具等の保有状況は：トラクター、管理機、動噴等を所有しており

主な労働力は： 3人

申請地は、事務所から1kmのところのところに位置する農地です。

農地10a当たりの対価は 　：40万円です。

以上が1番でございます。

　　なお、受け人は農地法第2条第3項で定められた要件のすべてを満たしている農

地所有適格法人であることを確認しております。

続きまして、番号2番 につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 田4筆 面積 24,004㎡

権利取得後の経営面積は : 1,463a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバイン等を所有しており

労働力は: 3人

申請地は、自宅から7kmのところに位置する農地です。

農地10a当たりの対価は : 30万円です。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番 につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆 面積 1,236㎡

権利取得後の経営面積は : 161a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバイン等を所有しており

労働力は: 3人

申請地は、自宅から3kmのところに位置する農地です。

・農地10a当たりの対価は : 80万円です。

以上が3番でございます。

以上、3件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題が無く、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

5番

番号1番について、補足説明をさせていただきます。本件は、農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

受け人は平成29年に農地を購入しましたが、渡し人と売買で話しがまとまっていた土地の一部について、当時の申請から漏れていたことが最近分かりました。

話し合いの結果、改めて売買の申請を行うことで決まったため、今回の申請に及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われま
す。従いまして、許可することが相当と思われま
すので、ご審議のほど、よろしくお
願いいたします。

3番

番号2番について、補足説明をさせていただきます。本件は、農地法第3条の規
定による売買に関する案件です。私も申請人や申請地について調査をしました。

渡し人は将来のことを考え、農地の処分を検討しておりました。譲渡先を探した
ところ、小山市で広く農業を行っている受け人に売買で譲ることで話がまとまった
ため、今回の申請に及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われま
す。

従いまして、許可することが相当と思われま
すので、ご審議のほど、よろしくお
願いいたします。

15番

番号3番について、補足説明をさせていただきます。本件は、農地法第3条の規
定による売買に関する案件です。私も申請人や申請地について調査をしました。

渡し人は農業を行っておらず、相続した農地の管理に苦慮しておりました。

農家に譲渡したいと考え、以前に農地を貸していた受け人に相談したところ、売
買で話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われま
す。従いまして、
許可することが相当と思われま
すので、ご審議のほど、よろしくお
願いいたしま
す。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、ただいまの案件について、
ご意見、ご異議はございませんか。

8番

番号1番について質問いたします。位置図を見ると道路がかかっているよう
ですが、道路敷も畑ということですか。

事務局

現地は間違いなく農地であることを確認しています。

議 長

その他、ご意見、ご異議はございませんか。

(質問なし)

議 長

それでは、お諮りいたします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許
可申請について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、可決いたします。

議 長

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書3ページ、別紙位置図3ページでございます。

今回は、1件の申請がございました。11月16日に調査委員会1班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、住宅敷地、駐車場でございます。

転用しようとする土地は、田1筆、面積284㎡。

申請の理由ですが、申請地は思川西部土地区画整理事業区域と既存集落の間で孤立しております。面積も狭く、水を引くこともできないため、農地としての利用ができず、土地が荒れないように除草作業などを行ってきました。申請地は自宅の隣接にあることから駐車場として 利用することを計画し、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は宅地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水、排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側、東側・西側は宅地、南側は道路。

以上が1番でございます。

以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

16番

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申請地は、思川西部土地区画整理が行われた住宅地と、従前からの集落の間にあ

ります。住宅に囲まれていて、孤立しているため、農地としての利用ができない状態になっています。申請者の自宅の隣接にあることから、駐車場として利用することを計画し、申請に至ったとのこと。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われま
す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、この議案についてご意見、ご異議はございませんか。

（特になし）

議長 　　ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、可決してよろ
しいでしょうか。

（異議なしとの声あり）

議長 　　それでは、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、可
決いたします。

議長 　　議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明
を求めます。

事務局 　　議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして、ご説明を
申し上げます。

議案書3～4ページ、別紙位置図3～6ページでございます。

今回は6件の申請がございました。11月16日に調査委員会1班と事務局で現
地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積104㎡。

贈与を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、申請人は実家に居住しておりますが、昨年子どもが生まれた
ことを機に分家住宅の建築を計画しました。分家住宅は実家の敷地内に建築する計
画ですが、実家敷地内だけでは分家住宅の接道を確認することができず、接道を確
保するためには、申請地を住宅敷地の一部として利用する必要があることから、今

回の申請に至ったとのことことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行う転用であり、事業の目的を達成する上で申請地が必要であると認められ、申請地の面積が事業敷地の総面積の3分の1を超えないため、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後、敷地内浸透処理。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側、東側は譲渡人所有の畑、西側は宅地、南側は道路。

資金計画につきましては、全体事業費3,960万円で、融資及び自己資金で賄うとのこと、融資証明書と残高証明書が添付されております。

以上が1番でございます。

続きまして、番号2番から5番をご覧ください。

番号2番から5番は同一目的の申請であるため、あわせて説明させていただきます。

転用の目的は、送電鉄塔除却のための工事用地および搬入路でございます。

転用しようとする土地は、田3筆畑2筆。

賃借権の設定を伴う一時転用の申請でございます。

申請の理由ですが、申請人は、JR東日本から工事用地取得業務を委託されている法人です。JR東日本では東北本線の鉄道運行のため発電所から変電所へJR東日本の送電線を使用して運転用電力を送電しておりましたが、安全輸送の向上のため、JR東日本の送電線ではなく、東京電力の送電線を利用し変電所へ送電する方法に変更することになりました。それに伴い、不要になるJR東日本の送電線及び鉄塔を撤去する工事を行うことに伴い、鉄塔周辺の農地を工事用地として一時的に使用するために今回の申請に至ったとのことことです。

申請地は農業振興地域内の農用地区域内にある農地ですが、送電鉄塔除却のための工事用地及び搬入路として利用するための一時転用であり、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

資金計画につきましては、全体事業費986万円で、自己資金で賄うとのこと、残高証明書が添付されております。

以上が番号2番から番号5番でございます。

続きまして、番号6番をご覧ください。

転用の目的は、店舗でございます。

転用しようとする土地は、畑3筆、面積3, 191㎡。

賃借権の設定を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は小山市喜沢で寿司店を営業しております。好評のため混雑しており、空席待ちが状態化しているため、小山市内にもう1店舗を計画しました。土地の選定に当たっては、小山・大谷地区で検討したところ、申請地は交通量の多い県道沿いにあり、需要が見込めるため、今回の申請に至ったとのことです。

申請地のうち1筆は水道管、下水道管が埋設された県道の沿道にあり、500メートル以内に医療施設が2つ以上あるため第3種農地に該当します。2筆は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、県道沿いの休憩所であることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後、敷地内浸透処理。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側は宅地、南側西側は畑。

資金計画につきましては、全体事業費9, 320万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が6番でございます。

以上6件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

8番

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

受け人は実家で受け人の家族と父親とで居住しておりますが、昨年子どもが生まれたことで、自己用住宅の建築を計画しました。

住宅は実家の敷地内に建築する計画ですが、建築基準法の接道要件を満たすためには申請地を住宅敷地として利用する必要があることから、今回の申請に至ったとのことです。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われれます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

5番

番号2番から番号5番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

J R東日本では東北本線の運行のために、運転用の電力をJ R東日本の送電線を介して変電所へ送電しておりましたが、東京電力の送電線を使用して送電する方法に変更になるため、J R東日本の鉄塔が不要になるとのことです。申請地は鉄塔の隣接に位置しており、鉄塔の除却工事に必要になるため、今回の申請に至ったとのことです。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われれます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

1番

番号6番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

受け人は、喜沢で、寿司店を営業していますが、来客が多く、混雑しているため、小山市内に店舗を追加することを計画しました。

申請地は交通量の多い県道沿いにあり、需要が見込めることから、今回の申請に至ったとのことです。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われれます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、この議案についてご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議 長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、可決いたします。

議 長

議案第4号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 非農地証明願 につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、別紙位置図6ページでございます。

今回は、1件の願出がございました。

それでは、番号1番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積289㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和61年頃から宅地として利用されてきました。母屋の建て替えのため調査を行ったところ願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、空中写真により、少なくとも36年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が1番でございます。

以上、1件につきまして、ご審議のほど、
よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

2番

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和61年から願出人の住宅として利用されてきました。住宅の建て替えのため土地の調査を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことでした。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、非農地で証明してやむを得ないものと思われまます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議 長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。

議案第4号「非農地証明願について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第4号「非農地証明願について」、可決いたします。

議 長

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認

について」、審議いたしますが、その中に委員に関する案件があります。これは農業委員会法第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、これらを先に審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長 はじめに、議案第5号のうち7ページ記載の「利用権設定」分の、番号3番及び4番は、須藤正達委員に関する案件ですので、須藤委員は、一旦退出願います。

(須藤委員退出)

議長 「利用権設定」分の番号3番及び4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第5号のうち、「利用権設定」分の番号3番及び4番について可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長 それでは議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について」のうち「利用権設定」分の番号3番、及び4番について、可決いたします。

議長 須藤委員は入場してください。

(須藤委員入場)

議長 続きまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について」の「所有権移転」の番号1番から12番並びに「利用権設定」のうち番号1番から2番及び5番から17番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議長 ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議等はありませんか。

(特になし)

議長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第5号の「所有権移転」の番号1番から12番、並びに「利用権設定」のうち番号1番から2番及び5番から17番について、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長 それでは、議案第5号 「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」の番号1番から12番、並びに「利用権設定」のうち番号1番から2番及び5番から17番について、可決いたします。

議長 議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による農用地利用配分計画案について」審議いたしますが、その中に委員に関する案件があります。これは農業委員会法第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、これらを先に審議したいと思います。よろしいでしょうか。

議長 (異議なしとの声あり)

議長 はじめに、議案第6号のうち、番号15番、60番及び216番は、橋本政昭委員に関する案件ですので、橋本委員は、一旦退出願います。

(橋本委員退出)

議長 番号15番、60番及び216番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議長 ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議等はありませんか。

(特になし)

議 長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第6号のうち、番号15番、60番及び216番について可決してよろしい
でしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による農
用地利用配分計画案について」のうち番号15番、60番及び216番について可
決いたします。

議 長

橋本委員は入場してください。

(橋本委員入場)

議 長

続きまして、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による
農用地利用配分計画案について」のうち、番号1番から14番、16番から59
番、61番から215番及び217番から242番について、事務局の説明を求め
ます。

事務局

(議案書の内容を読み上げる)

議 長

ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議
等はありませんか。

(特になし)

議 長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第6号のうち、番号1番から14番、16番から59番、61番から215
番及び217番から242番について、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による
農用地利用配分計画案について」、番号1番から14番、16番から59番、61番
から215番、及び217番から242番について、可決いたします。

議 長 議案第7号「農地法第41条の規定による所有者等を確知することができない農地への利用権設定について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、この議案について、ご意見、ご異議等はございませんか。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、この議案について、ご意見、ご異議等はございませんか。

18番 10aあたりの対価8,000円はどのように算出したのですか。

事務局 県農政課、農業会議、農地バンクと協議し、近隣の土地の状況や当該土地の過去の賃貸借を鑑みて設定しました。なお、県内他市町の対価水準の設定基準はケース・バイ・ケースで、那須町は直近5年間の平均、栃木市は最低額で設定しているようです。

13番 賦課金は借受人が支払うのですか。

事務局 そうです。

10番 借り手が見つかったのでこのようなことができると思うのですが、借り手がおらず耕作放棄地になっている場所は、相続放棄地の場合、放棄者が管理するのですか。

事務局 これまでは相続放棄しても管理責任はあったのですが、昨今の民法改正により、管理できる状態でない場合は管理責任を負わないというように改正されました。まだ施行されていないため、施行後の対応については後日改めて対応します。

8番 この農地の固定資産税はどなたが支払うのですか。

事務局 固定資産税については、法定相続人全員が相続放棄するなどして、相続人不存在になった場合は、相続財産管理人が選任されれば、そちら宛に請求することになりますが、相続財産管理人が選任されず、送付先不明で公示送達扱いとなり、固定資産税を請求できない事例が多いと思われます。

議 長 その他ご意見、ご異議等はございませんか。

 (特になし)

議 長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
 議案第7号「農地法第41条の規定による所有者等を確知することができない農地への利用権設定について」、可決してよろしいでしょうか。

 (異議なしとの声あり)

議 長 それでは、議案第7号「農地法第41条の規定による所有者等を確知することができない農地への利用権設定について」、可決いたします。

議 長 議案第8号「令和5年度標準農作業料金表（案）について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議等はございませんか。

 (特になし)

議 長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
 議案第8号「令和5年度標準農作業料金表（案）について」、可決してよろしいでしょうか。

 (異議なしとの声あり)

議 長 それでは、議案第8号「令和5年度標準農作業料金表（案）について」、可決いたします。お手元の議案書の（案）の字を削除願います。

議 長 議案第9号「小山市農地利用最適化推進委員募集要項（案）について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 　　ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議等はございませんか。

（特になし）

議 長 　　ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第9号「小山市農地利用最適化推進委員募集要項（案）について」、可決してよろしいでしょうか。

（異議なしとの声あり）

議 長 　　それでは、議案第9号「小山市農地利用最適化推進委員募集要項（案）について」、可決いたします。お手元の議案書の（案）の字を削除願います。

議 長 　　報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、事務局の説明を求めます。

（報告書の内容を読み上げる）

議 長 　　報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による 農地転用届出の事務局長専決処理件について」及び、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について」、事務局の説明を求めます。

（報告書の内容を読み上げる）

議 長 　　以上で、本日の議題・報告はすべて終了となりますが、他に何かございますか。

18番 　　配布いただく書類について質問があります。書類の内容によっては広く農業従事者に周知するものがあったり、部外秘で取扱いをするものもあると思います。特に個人情報載っている名簿等、コンプライアンスの徹底を図らないといけないと思います。万一情報が漏れてしまうと大変な問題となります。我々は非常勤の公務員という身分であります。そのため配布をいただく書類については事務局の皆さまに、一目明瞭で分かりやすく、取扱注意等を喚起するような表示をしていただき、各自が秘密保持を徹底できるよう、体制を整えていただければと思います。

事務局 　　もちろん皆様にそういった意識を持っていただきたいというのは事務局の方からお願いいたします。事務局としましても今後タブレットが導入されたりします。

特にタブレットの場合、自分が知らない間に情報が漏洩してしまうリスクもあります。上野委員のご意見により、皆様の頭の中にもそういった面も大切に考えていただきまして、今後の情報の取扱いには注意していただきたいと思います。皆様は役職としてこの仕事のために、個人情報も多く扱うことにもなりますので、その情報が話をする中で外部に漏れてしまうということもございます。そのことも十分注意の上、今後の業務に勤しんでいただければと思います。

事務局としても情報の出し方に気を付けていくよう、職員にもう一度啓発していきたいと思いますのでお互いに情報の取扱いには十分に気を付け、もし情報の流出に気づかれたら速やかに事務局に連絡していただければと思います。

どうぞ、よろしく願いいたします。

議長

その他に何かございますか。

(特になし)

議長

以上をもちまして、第30回小山市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時50分)